

Title	渡辺重春著「留別書弁」
Sub Title	Counterargument against "A message of farewell to Nakatsu" by Watanabe Shigeharu
Author	松岡, 李奈(Matsuoka, Rina)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2022
Jtitle	近代日本研究 (Journal of modern Japanese studies). Vol.38, (2021.), p.221- 242
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20210000-0221

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

渡辺重春著「留別書弁」

松岡李奈

本稿では、現在、慶應義塾との共同研究をすすめる新中津市学校で保管している「渡辺家資料」から、中津の神官であり皇学者であった渡辺重春が執筆した「留別書弁」を翻刻し、紹介する。三重県で保管されていた「渡辺家資料」は令和二年（二〇二〇）三月に中津市に移管され、令和二年度より中津市教育委員会を中心に、慶應義塾斯道文庫の協力のもと、資料整理・調査を進めてきた。渡辺家については後述するが、この資料群は典籍約二〇〇〇点、絵画や書籍は三〇〇点、書簡などの歴史資料が二〇〇〇点を超える膨大なものである。本稿で紹介する「留別書弁」は福沢諭吉が執筆した「中津留別之書」（以下「留別之書」とする）の内容について、重春が自説を論じたもので、字数は八五〇〇字程のものである。「留別之書」は、明治三年（一八七〇）に書かれた、故郷・中津の人々に新時代の生き方を説くエッセイだが、「留別書弁」はその内容について批判的な論調であり、当時実際に「留別之書」を手にした人物が、どのように解釈したのかという点においても貴

重なる資料である。また本稿では資料内容に加えて、著者・重春や維新前後の中津の学流や教育を取り巻く状況についても解説する。

一、渡辺重春

渡辺家は宇都宮家臣渡辺右京進重国の子孫で、八幡古表宮神官の家系である⁽²⁾。重春の祖父・重名は神官を務めただけでなく、国学者としても活躍した。重名は荒木田久老や本居宣長に師事し、中津藩藩校・進脩館設立の際には国学教授を命ぜられ、奥平昌高には和歌を教授して、国学者としての地位を築き、以降渡辺家から国学者が輩出された。重名の孫にあたる重春は、重名の息子・重蔭の子として天保二年（一八三二）、中津に生まれた。中津の儒官・手島物斎に漢学を習い、皇学を修めるため浪花に赴いて萩原広道や桜東雄らに学んだ⁽⁴⁾。伊勢に移った後は御巫清直に師事し、さらに平田篤胤の没後の門人となって、平田派国学に傾倒した。嘉永四年（一八五二）に遊学から中津に戻り、私塾や進脩館で皇学を教授した。重春の業績の一つとして地誌「豊前志」の編纂があげられるが、これは重春が文久三年（一八六三）に仕上げた稿本を、重春の息子・重兄が増訂して出版したものである。重春は豊前国に関する資料を、自らの足で収集し書き上げたといい、「渡辺家資料」中にはその資料や重春直筆の稿本も現存する。明治六年に廣田神社大宮司及び大講義に任ぜられて以降は、関西に居住し、龍田神社、大鳥神社と大社の宮司を歴任したほか、奈良県下神道事務分局长や皇典講究所委員にも就任した。明治二三年五月、享年六〇歳で堺にて歿した。福沢と渡辺家の関係は、重名の娘が福沢の母・順の従兄である増田久行に嫁いだことから縁戚関係にあたり、この二人の間に生まれたのが増田宋太郎

である。福沢は『福翁自伝』「増田宋太郎にうかがわる」の中で、渡辺家について「元來この宋太郎の母は神官の家の妹で、その神官のせがれ、すなわち従兄に水戸学風の学者があつて」と説明しており、その存在は認識されていたものの、渡辺家に関する先行研究は進んでいなかった。「渡辺家資料」からは、福沢が長崎に留学する際に渡辺家に売却した父・百助の蔵書が発見されており、今後の資料調査によって研究が進むと考えられる。また、「留別書弁」のほかに、「渡辺家資料」からは、福沢が慶応元年（一八六五）に執筆した「唐人往来」の写本が発見されており、幕末から明治初期にかけて、重春が福沢に対し関心を寄せていたことは明らかである。

二、維新前後における中津の学流

重春は維新期に皇学教育に従事したことから、中津藩士、特に下士に大きな影響を与えた。弟・重石丸が開いた私塾・道生館では増田宋太郎など下士階級が多く学んでおり、重春・重石丸は彼らの尊王攘夷思想の支柱となっていた。これは藩校・進脩館では、上士・下士関係なく入学が許されていたものの、上士跋扈を下士が忌避して進脩館に入学せず私塾に入学するという風潮のため、上士と下士の軋轢の原因でもあった。明治二年に道生館が重石丸の京都行きによって閉校し、道生館の後継として藩校の皇学科が独立するという形で皇学校が開校され、重春が教授についた。一方で、この頃から皇学派は中津藩上層部の洋学鼻祖の態度について不満を抱いていた。宋太郎は重石丸に対し、明治二年六月二二日付渡辺重石丸宛増田宋太郎書簡において、福沢の助言により洋学校設立計画が推進される現状を報告して、「皇学ニ於而ハ今以何之御世話も無御座候ハ本末

転倒之至ニ御座候⁽¹⁰⁾と嘆いており、皇学派の不满はたまっていった。その不满は、明治四年に中津市学校が開校されてからより強まり、加えて明治五年、皇学校と進脩館を継いだ片端進脩館が合併した⁽¹¹⁾ことで、漢学派と皇学派の関係も悪化して、旧・進脩館と旧・皇学校、市学校の漢皇洋の三グループの対立構造となった⁽¹²⁾。当時の情勢について重石丸は、「洋学派連の如きは、我が道生館を目して田舎学者云々の評を下したるよし⁽¹³⁾」と述べており、いかに対立が激化していたかがうかがえる。この緊迫した情勢を悪化させないため、福沢は明治六年四月一五日付島津復生宛書簡において、「何卒静にして」と他校生徒を挑発しないように注意するほどであった⁽¹⁴⁾。「留別書弁」は、右のように中津藩内で各学流が主導権を争う中執筆されており、福沢思想に対して反発する皇学派の背景を明らかにする資料である。

三、資料内容

次に、本資料の内容を概観する。「留別書弁」は、「留別之書」の筆写と重春の論弁が、各論題ごとに交互に記されている。文体の特徴として、「留別之書」本文は変体仮名が、重春の論弁は片仮名が用いられている。重春が「留別書弁」を執筆したのは明治四年二月のため、「留別之書」が写本として流布し始めた初期に入手したと考えられる。さらに西沢氏の指摘によれば⁽¹⁵⁾、「留別之書」の自筆原稿は二点存在し、福沢家伝来の原稿を「福沢本」、中津藩家老である桑名家伝来の原稿を「桑名本」とすると、福沢本をもとに筆写の過程でさらに推敲されたものが桑名本であるという。この二点の原稿には、文章表現にいくつかの違いがあり、そこから鑑別すると、重春が入手したのはおそらく福沢本で、非常に早い段階で「留別之書」を入手したと推測され

る。入手について、重春はある人が携えて来たと説明しており、具体的な入手経路は明らかになっていないが、重春は進脩館教授を務めており、学者間での交流があった。また「豊前志」編纂のため、中津藩内の家々から多数書を借用し筆写していたことから、中津藩内のネットワークには事欠かなかったであろう。例えば、横井忠直（古城）の日記には、元治元年（一八六四）九月に重春から「異聞記」を借用したとの記述があり、こうしたネットワークを通じて「留別之書」を入手したと考えられる。

重春は「留別書弁」序文で、その執筆理由について「條理ノ正シカラサル有テ、人ヲシテ殆ト蠱惑セシメントス、故ニ止ムコトヲ得ズ、論弁ヲ加フル事左ノ如シ」と述べており、福沢の思想がいかに「条理」に反したものであるか、またその思想が広まり人々が騙されることを恐れて「留別書弁」を書いたとした。資料中には「渠ガ常言ニ照シテ」や「慣手ノ巧言ニ欺カル、事勿レ」といった表現が見られ、福沢が人々を「蠱惑」しようとしているのではないかという疑念について、重春は「留別之書」の内容だけではなく、以前から福沢の言動や思想に強い不信感を抱いており、「留別書弁」を執筆したと推測される。

「留別之書」に対する重春の論弁は、福沢の文献の認識違いや解釈の齟齬への指摘、皇典への言及など多岐にわたる。例えば「論語に夫婦別あり」の記述については、「夫婦別あり」とは孟子の言葉であり、この間違いは「粗漏」であると指摘し、重ねて「夫婦別あり」の解釈について、「別」を夫と妻の別ではなく、各夫婦の別とする解釈は福沢の新説でこじつけも甚だしいと論じた。この「夫婦別あり」については、福沢は従来の解釈の問題点に気付かせるため、自身の解釈が異なることを承知でわざと執筆したとの論もあり、⁽¹⁷⁾ そうであるとする、重春は福沢が認識を改めたかった人物のモデルケースともいえよう。漢学・皇学の素養がある重春からすると、「留別之書」は福沢の知識不足による誤りが多数あると感ぜられたようで、「所謂ル氏爾乎波等ノ

語格ノ大ニ齟齬セルヲ見レバ、神典皇史ヲ拝読セザルコト必セリ」との指摘もみられる。重春の師の一人である萩原広道は国語学にも造詣が深く『てにをは係辞弁』等の著書もある人物であつたため、このような諫言がなされたのであろう。また、重春が「留別之書」の齟齬を指摘する根拠として、旧約全書を用いていることも興味深い。重春は本文中において、「諸蕃各国」の書を読む必要性については認めており、自身も西洋諸国について学んでいたことがわかる。重春の学問的背景についても今後さらなる研究が必要であるといえる。

重春と福沢の思想について、特にその隔絶が表れるのは「独立」「活計」といった言葉の解釈である。重春は「独立活計ヲ先務トスルノ意ヲ推スニ、彼ガ一家言ニ云ク、天子モ他人ナリ、主人モ他人ナリ、他人ニ倚頼シテ、一朝俸禄ヲ剝ル、時ハ、忽チ饑餓ニ至ラン、故ニ預メ独立活計ヲ立ザルベカラズト」として、福沢の主張は、天皇の御世に大変があり、また俸禄を与えなければ君子ではないとの意味で、甚だ「正理」に反すると糾弾している。この点について重春は度々強く主張しており、例えば子の教育について、福沢が「父母の行状正しからざるべからず、口に正理を唱ふるも、身の行ひ鄙劣なれば、其子は父母の言語を教とせずして、其行状を見慣ふもの也、況や父母の言行共に正理に戻るものをや」と記した一文に対して、文全体の内容ではなく「正理」の言葉に反応して、福沢の「正理」とは天子も他人、主人も他人であり君子に恩はないとするもので、「大不正理」甚だしく、これは言行の相違であると非難している。皇学者である重春にとつて、特に「天皇」や君主を軽んじるかのような福沢の説は到底受容できないものであつたと考えられる。

最後に論じられる漢学・皇学・洋学の「学流得失」をめぐる論についても、両者の差異は際立っている。「学流得失」よりも日本の利害を考へる必要があり、外国との交わりの中で日本の独立を維持するために、「博く万国の書を読み世界の事情に通じる」ことが重要と主張する福沢に対して、重春は外国との交易が始まった

ことで世界の事情に通じる必要があるのはその通りとしつつ、まず皇学を学び、日本の国体の基本を知り、大和魂を練り固めて「真ノ大日本人」となることが先務と主張した。さらに重春は、洋学者は相手を知らずに起こる災患のみを指摘するが、己を知った上で相手を知らぬことは兵家でも重要とされており、加えて外国の短所を学んで「勿体ナクモ体ナクモ廢帝ノ説ヲ唱へ、脱刀ノ論ヲ發スルニ至ル」ことは迷走甚だしいとした。重春の自説では、外患に対抗するために急務なのは、日本人として人心を一つにすることであって、福沢の一身の独立のもとにある国家の独立という思想は相容れないものであったといえる。

四、おわりに

本稿では渡辺重春著「留別書弁」について、中津の学流や教育を取り巻く状況に触れながら、資料紹介を行った。福沢の著作が広く読まれたことは疑いようがないが、その受容について詳細を知るのは難しく、またその傾向は福沢の初期の著作物についてより顕著である。「留別之書」は写本の数も少なく、「留別書弁」はその地域性、同時代性もあって非常に貴重な資料であるといえる。本稿では資料の内容について、特に重春と福沢の思想の差異を取り上げたが、忘れてはならないのは、おそらく当時の中津において重春の思想・思考が多数派であり、福沢のほうが少数派であったということである。重春と福沢は年齢も三つ違い、住居も近所であったが、互いに相反する思想を持っており、それぞれ支持されていた。さらに、「留別書弁」に見られる差異は重春と福沢の個人の関係性にとどまらず、中津市学校の設立前後に見られた中津藩内の学流における派閥争いとつながっている。明治初期の中津の情勢については、広池千九郎『中津歴史』や福沢書簡を資料として

論じられてきたが、「渡辺家資料」の発見により、多角的な視点からの研究が可能となった。重春の学問的背景や中津皇学派の動向、天保義社との関わりについても解明が必要であり、今後はこれらの点を踏まえつつ、福沢と中津藩士の関係性を明らかにしていきたい。

注

- (1) 『新中津市学校報告書』（新中津市学校、二〇二〇年）、三頁
- (2) 鴨脚秀克「渡辺重春翁略伝」「豊前志」（雄山閣、一九七一年）、三頁
- (3) 渡辺重春「渡辺重名翁略伝」
- (4) 前掲「渡辺重春翁略伝」、三頁
- (5) 大分県教育会編『大分県人物志』（歴史図書社、一九七六年）、三五六頁
- (6) 小久保明浩「『鶯栖園遺稿』と福沢諭吉の書翰」「福沢諭吉年鑑」第二六号、一九九九年二月（三九―四七頁）では、増田幸助宛書簡の紹介として渡辺重石丸『鶯栖園遺稿』について触れている。
- (7) 前掲『新中津市学校報告書』、三頁
- (8) 渡辺重石丸「豊前志付録四件」、前掲『豊前志』、一六頁
- (9) 黒屋直房『中津藩史』（碧雲荘、一九四〇年）、五八六頁
- (10) 渡辺重石丸「鶯栖園遺稿」二二二頁
- (11) 広池千九郎『復刻 中津歴史（下）』（防長史料出版社、一九七六年）、二四六頁
- (12) 前掲『復刻 中津歴史（下）』、二四六―二四七頁
- (13) 前掲『豊前志付録四件』一六頁

(14) 西沢直子「中津市学校に関する考察」『近代日本研究』第一六号（慶應義塾福沢研究センター、一九九九年）、七七頁

(15) 西沢直子、アルベルト・ミヤンマルティン編『中津留別之書』——多言語で読む福沢論吉』（慶應義塾福沢研究センター、二〇二二年）、一五七—一五八頁

(16) 吉田洋一「横井家の日記帳について」『史料と人物』Ⅷ（中津市歴史民俗資料館分館医家史料館叢書二〇、中津市教育委員会、二〇二二年）、四九—五二頁

(17) 前掲『中津留別之書』——多言語で読む福沢論吉』、一八二頁

(18) 保科孝一『国語学小史』（大日本図書、一八九九年）、四一九—四二〇頁

以下、翻刻編

凡例

翻刻に際しては、これまでの近代日本研究での資料紹介の原則にのっとり、

一、常用漢字は、現在使用されている字体を用いた

が、慶應義塾など若干の固有名詞には原文の字体を残した。

二、異体字、俗字、あるいは書き誤りかと思われる

文字は、正体に直した。

三、仮名づかいは原則として原文のままとした。

四、変体仮名は平仮名に改めた。

五、合字について、ㄱ、ㄴなどは開き、それぞれカタカナ表記とした。

留別書弁

客年福澤生、我カ中津ニ帰り、今春復東京ニ赴

タリ、別ニ臨テ遺ス^レ処ノ留別書ト号スル一小

冊子アリ、或人携来テ示シヌ、之ヲ見ルニ、往々

條理ノ正シカラサル有テ、人ヲシテ殆ト蠱惑セ

シメントス、故ニ止ムコトヲ得ズ、論弁ヲ加フル

事左ノ如シ、

人は萬物の靈なりと云ふは、唯耳目鼻口手足を

具へ、言語眠食するを云ふにあらず、其実は、天道

に従て徳を脩め、人の人たる知識見聞を博くし、

物に接し人に交り、我一身の独立を謀り、我一家

の活計を立て、こそ、始て万物の靈といふべき

なり、古来支那日本人のあまり心付ざることな

れど、人間の天性、自置自由といふ道あり、一口に

自由といへば、我俣の様ニ聞ゆれども、決して然

らず、自由とは他人の妨を為さずして、我心の俣

に事を行ふの義也、各其持前の心を、自由自在に
行はしめて、我心を以て、他人の身体を制さず、各

其一身の独立を為さしむる時は、人の天然持前

の性は正しきゆへ、悪き方へは趣かざるもの也、

若心得違ひの者ありて、自由の分限を失ひ、他人

を害して、自から利せんとする者あれば、則ち人

間の仲間有害ある人なるゆへ、天の罪する処、人

の許さざる処、貴賤長幼の区別なく、これを輕蔑

して可なり、これを罰して可也、右の如く、人の自

由独立は、大切なるものにて、此一義を誤る時は、

徳も脩むべからず、知も開くべからず、家も治む

べからず、国も立ず、天下の独立も望むべからず、

一身独立して、一家独立し、一家独立して、一国独

立し、天下も独立すべし、士農工商互に相^レ其自由

独立を妨くべからず、

人は万物の靈也、と云ふは、云々、天道に従て、徳

を脩め、人の人たる知識見聞を博くし、物に接

者ありて、自由の分限を失ひ、云々、一国独立し、天下も独立すへし」、トハ、捧腹ニ堪ザルナリ、天子主人ヲ他人ト視シテ、如何計ノ大變有テモ、棄テ顧ズ、タゞ我ガ一家一身ノ独立活計ヲノミ務メテ、何ゾ天下国家ノ独立スルヲ得ン、

人倫の大本は夫婦也、夫婦ありて後に、親子あり、兄弟あり、姉妹あり、天の人を生するや、開闢の始、一男一女なるべし、数千万年の久しきを経るも、其割合は同じからざるを得ず、又男と云ひ、女といひ、等しく天地間の一人にて、軽重の別あるべき理なし、古今支那日本の風俗をみるに、一男にて数多の婦人を妻妾にし、婦人を取扱ふこと、下婢の如く、又罪人の如くして、嘗てこれを恥る色なく、淺ましき事ならずや、一家の主人其妻を輕蔑すれば、其子これに倣て、母を侮り、其教を重ぜず、母の教を重ぜざれば、母あれども、無きが如し、孤子に異ならざる也、況や男子は、外を勤めて、家

に在る事稀なれば、誰か其子を教育する者あらん、哀れといふも尚あまりあり、

男女等シク天地間ノ一人ナルコトハ、勿論ナレド、男女輕重無シトハ云フベカラズ、其ハ天之御中主大神、男女二柱ノ産靈大神ヲ生給ヒシ時ヨリ定レル真理ニシテ、伊邪那岐、伊邪那美、大神、亦其真理ノ隨ニ、御子産ノ事始メ給ヒ、左右前後ノ差別アル則、男女ノ輕重ナル事、神典ニ昭クタレバ、今更論ヲ俟ズ、サレトモ、是ハ我が皇朝ノ大御典ニ出タルコトナレバ、渠ガ徒ノ耳ニハ入ラザルベシ、因テ姑ク渠ガ従事スル処ノ西洋書ニ拠テ論セバ、一男ニシテ妾ヲ娶リシ事ハ、旧約全書ニ見エタルヤ、又亞伯蘭ト稱スル者ノ妻、撒勒、子無シ、婢夏甲ヲ妾トシテ、子以意馬利ヲ生メリ、是ハ天帝耶和華モ承知ノ様ニ見エタレバ、○天道ニ戻レリトモ云ヒ難キニアラスヤ、然ルヲ何ゾ支那日本ニ限ルト云フ

○一大ニシテ數多夫入ヲ妻妾ニスルヲ

天神ノ天地ヲ錫
造シ給ヘル。人ヲ此國
ニ生成蕃息セシ
ムトナリ。故ニ青人
草。天之益人等ノ
稱アリ。是ヲ以テ神
代ノ神等モ。數多
ノ女神ニ娶給ヘル
□□皇。御代ノ天皇
等ニモ。皇后アリ。
女御。更衣等アリ。
□□地官以下。其分ニ
応ジテ妻アリ。妾
アリ。是皆神ノ御
所業ニ神習ヘル
ニテ。其根源ハ天意
ヨリ出タルコトナルベ
ケレバ。何ゾ之ヲ恥
トセムヤ。

ヤ、△且ツ、夫ノ婦輕重ナシトセバ、一家ニ主人二人アリ、一家ニ主人二人アル時ハ、其權ヲ争フ必セリ、然レハ渠ガ一家ノ主人、其妻ヲ輕蔑スレバ、其子此ニ倣テ、母ヲ侮ルコトヲ憂シトモ、父母ノ權ヲ争フヲ見倣フノ害ハ、又殆甚シカルベシ、且夫レ子ノ母ヲ侮ルハ、母ヲ輕シトスルノ弊ニアラズ、生レ落ルヨリ、母ノ手ニ育チテ、平素母ノ膝ヲ離レザレトモ、父ハ外事ヲ治メテ、家ニ在ラザルコト多シ、故ニ、父ヨリモ殊ニ親シキヲ以テナリ、ハ母ヲ專ラ於夜と云ヒシモ、是故ナリ、然レバ夫婦男女等シク天地間ノ一人ナレトモ、既ニ男女夫婦ノ區別アル上ハ、亦其輕重ヲ生スル自然ノ理ニアラズヤ、但シ天照大御神ハ女神ニシテ、高天原ノ君トナリヲ知ラセ、須佐之男命ハ男神ニシテ、青海原潮ノ八百重ヲ知ラスベキ神勅ヲ、蒙リ給ヘルヲ以テ考レハ、徳不徳ニ因テ、尊卑ヲ生ズルモ、亦自然ノ理ナレバ、男女同權ト云ハ、稍可ナリ、夫婦同權トハ云フベカラズ、

然ルニ夫婦輕重ナシト云ハ、一家ニ二人ノ主人アリ、既ニ一家ニ二人ノ主人アレバ、一國ニ二人ノ君長アルベキ理ナリ、既ニ一國ニ二人ノ君長アレバ、天下ニ二人ノ天子座坐スベク、天ニ二日ノアルベキ理ナリ、今ヤ大地球上ニアレトモ、是レ未ク天運ノ至ラザルナリ、天運既ニ至ラバ、何ゾ一二定ラザルノ理アラン、此ハ予別ニ論惣テ窮理ノ事ハ、洋癖先生等ノ、ネテモサメ動靜云為モ云ヒ騒ク事ナルニ、カ如斯ル粗漏ノ愚説アルハ、穴笑シキ窮理学哉、

論語に夫婦別ありと記せり、別ありとは、分け隔ありと云ふ事にはあるまじ、夫婦の間は、情こそ本ノママあるべき也、他人らしく分け隔ありては、とても家は治り難し、されば別とは区別の義にて、此ノ男女が此ノ夫婦、彼ノ男女が彼ノ夫婦と、二人づゝ、區別正しく定まると云ふ義なるべし、然るに今多勢の妾を養ひ、本妻にも子あり、妾にも子ある時は、兄弟同志、父は一人にて、母は異也、夫婦に區別あり

とは云れまじ、男子二女を娶るの権あらば、婦人にも二夫を私するの理なかるべからず、試に問ふ、天下の男子、其細君別に一夫を愛し、一婦二夫家に居る事あらば、主人より是を甘して、其婦人に事ふるが、又左伝に其室を易るといふ事あり、是は暫時細君を交易すること也、孔子様は、世の風俗の衰ゆるを患て、春秋を著し、夷狄だの、中華だのと、やかましく人を褒たり、謗たりせられしなれども、細君の交易は、さまで心配にはならざりしや、謗らぬ顔にて、此を咎めず、我々共の考には、些不行届の様に思わるゝ也、されバ、論語の夫婦別ありも、外に解しよふのある文句か、漢儒先生達の説もあるべし、

夫婦有別ノ語ハ、論語ニ非ズ、孟軻ガ語ナルヲヤ、麤漏ト云ベシ、扱此語ハ、夫婦ノ間ニ於テ、余リニ馴クシク乱リナルコトノ無キ様ニ、ト制シ

タル語ナルヲ、此男女ガ此レト夫婦、彼ノ男女ガ彼レト夫婦ト、二人ヅ、区別アル由ノ義ニ解シハ、渠ガ新説ナレトモ、牽強附会ノ甚シキ物ト云フベシ、但シ此ハ赤帛書中ノ事ナレバ、措テ論セズ、左伝ノ一条モ亦然リ、

親に孝行は当然の事也、唯一心に親と思、余念なく孝行を尽すべし、三年父母の懐を免れず、故に三年の喪を勤など、勘定づくの差引キ、あまり薄情にはあらずや、世間にて、子の孝ならざるを咎めて、父母の慈ならざるを罪する者稀也、人の父母たる者、其子に対して、我生だる子と唱へ、手もて造り、金もて買ひし道具などの如く思ふは、大なる心得違也、天より人に授りたる賜なれば、これを大切に思はざるべからず、子生るれば父母力を合せてこれを教育し、年齢十歳余までは、親の手元に置き、両親の威光と、慈愛とにて、よき方に導き、既に学問の下地出来れば、学校に入れて、師匠

の教を受しめ、一人前の人間に仕立ること、父母の役目也、天に対しての奉公也、子の年齢二十二三歳にも及ぶ時は、是迄を成人の齡と名つけ、各一人の了簡出来るものなれば、父母をはこれを棄て顧みず、独立の活計を営しめて可なり、但し親子の道は生涯變るべきにあらざれば、子は孝行を尽し、親は慈愛を失ふべからず、前に云へる棄て顧みずとは、父子の間柄ニても、其独立自由を妨ざるの趣意のみ、西洋の書に、子生れて既に成人に及ぶ後は、父母たる者ハ、子に忠告すべくして、命令すべからず、とあり、万古不易の金言、思わざるべからず、

三年ノ喪ヲ指テ、薄情ト云フベカラズ、之ヲ薄情ト云フ時ハ、我が皇国ノ制ノ五十日ハ、猶更ナルベシ、三年ニセヨ、五十日ニセヨ、其期ヲ過テハ、親子ノ恩愛ヲ絶チ、哀情ヲ去ルトナラ

バ、然モコソ云メ、仮令其喪ヲ勤ムルノ期ヲ定ムルトモ、哀情ノ尽ザラン限りハ、何ノ薄情ナルコトカ有ラン、三年ノ喪ノコトハ、予別ニ論アリ予ガ管見ヲ以テ

ミル時ハ、西洋ノ子生レテ成人ノ後ハ、父母タル者、忠告スベクシテ、命令スベカラズ、ト定メタルゾ、却テ薄情ト思ハル、如何ト云フニ、親子ノ道ハ、生涯變ルベカラザル者ナリ、生涯變ルベカラザル時ハ、仮令成人ノ後ト雖、其子ノ行^ト或ハ正シカラズ、或ハ不行届ノコトアレバ、父ハ飽マデ之ニ命令シテ、其短ヲ補ヒ、其善心ニ復センコトヲ欲スルハ、父ノ情ナリ、子ハ飽マデモ、之ニ従ハザルヲ得ザルハ、子ノ道ナリ、然ルヲ、父ハ他人ノ如ク、一通リノ忠告シテ、肯ゼザル時ハ、措テ向ハズ、子モ亦他人ノ如ク、其命ヲ聽カザレバ、此レ不慈ナリ、不孝ナリ、薄情ト云ハザルベケンヤ、既ニ不慈不孝ノ名ヲ来ス時ハ、親子ノ道ノ変レルヤ極レリ、支那ニテ、父子之間、不責善ヲ責ムルハ善朋友之道也、ト定メタルモ、不可ナリ、此亦別ニ論アリ扨天ヨリ授リタ

ルモノナレバ、子ト雖、大切ニ教育セヨトハ、誠

ニ然リ、誠ニ然リ、抑父母ノ子ヲ生スルハ、夫婦

交合ノ一滴ヨリ生スルトハ云ヘトモ、其根元ヲ

認ムレバ、全ク皇祖天神ノ産靈^{ムスビ}ノ御恩徳ニ頼

ルコトニテ、即チ天ノ賜物ナルハ、先哲ノ論ニ

詳ナレバ、今更ニ贅セズ、故ニ其子ヲ遇スルニ不

慈ナリ、務メテ丁寧ニ教育スベク、子タル者ハ

亦、父母ノ恩ニ報シテ、其命ニ之レ従ヒ、孝養ヲ

尽スベシ、是即天意ヲ奉シテ、天道ニ従フ者ナ

リ、西洋ノ説ハ然ラズ、天主ヲ以テ大君大父

トシ、我君父ヲ以テ、小君小父トシテ、假令小君

父ニハ、不忠不孝ナリト雖、大君父ニダニ忠孝

ヲ尽セバ、天堂ニ生レ、小君父ニ忠孝ヲ尽スト

雖、大君父ニ不忠不孝ナレバ、地獄ニ墮ス、ト云

リ、此レ左道ニ非ズシテ何ゾヤ、我が君父ニ不

忠不孝ノ者ヲ、天神何ゾ罰シ賜ハザラン、故ニ

西洋ニテ説ク処ノ孝モ、基本ヲ推究スレバ、孝

ニ非ズ、不孝ナリ、タゞ表方^{ウハベ}ノ潤色ニ欺カル、

コト勿レ

扱又子を教る道は、学問手習は勿論なれども、習

ふより慣る、の教大なるものなれば、父母の行

状正しからざるべからず、口に正理を唱ふるも、

身の行ひ鄙劣なれば、其子は父母の言語を教と

せずして、其行状を見慣ふもの也、況や父母の言

行共に正理に戻るものをや、いかで其子の人た

るを望べき、孤子よりも尚不幸といふべし、或は

父母の生質正直にして、子を愛する知れども、事

柄の方向を弁せず、一筋にわが欲する所の道に

入らしめんとする者あり、これ罪なきに似たれ

ども、其実は子を愛するを知て、子を愛する所以

の道を知らざる者と云べし、結局其をして無智

無徳の不幸に陥らしめ、天理人道に背きたる罪

人也、人の父母として、其子の病身なるを患へざ

るものなし、心の人に若ざるは、身体の不具なる

より劣るものなるに、独其身体の病を憂て、心の

病を患ざるは何ぞや、婦人の仁と云べきか、或は畜類の愛と名づくるも可也、

此ハ言行相違ナリ、渠ガ為ス処、云フ処、正理ト思ヘルカ、鄙劣ナラズト思ヘルカ、渠毎ニ云ク、天子モ他人ナリ、主人モ他人ナリ、君ニハ恩ハ無シト、大^上不正理此ヨリ甚シキハ無シ、渠又云ク、独立活計ヲ立テヨト、而シテ廉恥ノ意アルコトナシ、鄙劣此ヨリ甚シキハナシ、且事柄ノ方向を弁せず、一筋に我欲する所の道に、入らしめむとする者あり、云々、トハ、渠自ラ云フナリ、渠ハ我生レタル皇国ノ大道ヲ知ラズ、我皇道ノ大義ヲモ弁ゼズ、皇国固有ノ勇武廉恥ハ、地ヲ掃テ無ク、唯遐方殊域ノ洋学ニ心酔スルヲ以テ、事柄ノ方向ヲ弁ヘタル物トシ、天理人道ニ従フモノトスルハ、何ゾ無稽ノ甚シキ、実ニ憫笑ニ堪ザルナリ、其情実如何ヲ察シテ、慣手

ノ巧言ニ欺カル、事勿レ

一人の心同しからざる、其面の異なるが如し、世の開くるに随ひ、不善の輩随てまし、平民一人ヅ、の力にては、其身を安くし、其身代を護るに足らず、是に於て、一国衆人の名代なる者を設け、一般の便不便を謀りて、政律を立て、勸善懲悪の法、始めて世に行はる、此名代を名ずけて、政府と云ふ、其首長を国君といふ、附属の人を官吏と云ふ、国の安全を保ち、他の輕侮を防ぐ為には、欠ぐべからず者あり、凡世の中に、仕事の種類多しと雖も、国の政事を取扱ふ程、難き物はなし、骨折る者は、其報を取るべき天の道なれば、仕事の難き程、報も大なる筈也、故に政府の下に居て、政事の恩沢を蒙る者は、国君官吏の給料多きとて、これを羨むべからず、政府の法正しかれば、官吏の給金は安きもの也、啻にこれを羨まざるのみならず、又従て其人を尊敬せざるべからず、国君官吏た

るもの、自ら勞して、自ら食ふの大義を失わず、其所勞の力と、其所得の給料を、軽重如何を考へざるべからず、是則君臣の義といふ者乎、

此一条モ、彼ガ常談ニ、天子モ日雇人ナリ、諸侯モ日雇人ナリト云フノ意ニ、聊潤色ヲ加ヘテ記セルモノニシテ、到底其意ヲ推ス時ハ、実ニ言語ニ絶シタル大不敬ナリ、掛卷文畏伎、我ガ天皇命ハ邇々芸命ノ、宝祚ノ御隆盛、天壤ト無窮ナルベシトノ、皇祖天神ノ勅ヲ蒙ラセ給ヒ、大地球上ノ大君主トシテ、降臨座坐シテヨリ以降、皇統連綿、万古一日ノ如クニシテ、他日必々五大洲ニ君臨統御シ給フベキ道理ハ、神典上ニ炳焉タリ、故ニ御代々ノ天皇ヲ、現人神トモ、現神トモ、遠神トモ称奉リ、仰奉リテ、外国ノ王ト称シ、帝ト称シ、大統領ト称スルトハ、氷炭ノ相違ナルヲ知ラザルハ、憐ムベシ、嘆クベシ、附テハ左右大臣ヨリ、府藩県ノ知事參事以下ニ

至ルマデ、各朝命ヲ蒙テ、其職ヲ奉ズレバ、執ル処ノ事ハ、実ニ至重ナレバ、小心翼々、誰カ之ヲ等閑ニ附スベキ、然ルヲ、一年年季ノ給金取り、又ハ其日々ノ日雇人ナリトスル時ハ、假令其人ヲ尊敬セヨト、何程口ヲ鼓シ、耳ヲ提クトモ、誰カ心服首肯スル者アラン、其職ヲ奉スル人モ亦、一年年季ノ給金取り、其日々ノ日雇人ト心得ル時ハ、其勞スル処ノ力ト、其得ル処ノ給金ト、軽重多寡如何ヲ計テ、我勞スル既ニ多シトシテ、各其力ヲ尽サザルニ至ラン、而シテ是ヲ君臣ノ義トセルハ、鄙劣ノ見ト謂ヒツベシ、又一國ノ衆人の名代なる者を、「云々」、ノ語ハ、洋教ノ主張スル処ナレド、甚不經ナリ、其ハ別ニ論アリ、

右は人間の交る大略也、其詳なる二三枚の紙に尽すべからず、必書を読ざるべからず、書を読みとは、独り日本の書のみならず、支那の書も読み、

天竺の書も読み、西洋諸国の書も読ざるべからず、頃日世間ニ、皇学漢学洋学など云ひ、自家の学流を立て、互に相誹謗するよし、以ての外の事也、学問とは唯紙に記したる字を読む事にて、余りむつかしき事にあらず、学流得失の論は、先づ字を知りて後の沙汰なれば、預メ空論に時日を費すは、益なき事也、人間の知恵を以て、日本支那英仏等、僅に二三国の語を学ふに、何程の骨折あるや、鄙怯らしくも、其字を知らずして、却て己が知らざる学問の事を誹謗するには、先づ学流の得失よりも、我本国の利害を考へざるべからず、方今我国に、外国の交易始り、外国人の内、或は不正の輩ありて、我国を貧にし、愚にし、自己の利を営まんとする者多し、されば、今我日本人の、皇学漢学など唱へ、古風を慕て、新法を説かず、世界の人情世態に通せずして、自ら貧愚に陥るこそ、外国人の得意ならずや、彼策中に籠絡せらる、者と云ふべし、是時に当りて、外国人の憚る者は、独西洋

学のみ、博く万国の書を読み、世界の事情に通し、世界の公法を以て、世界公事を讀し、内には知徳を脩て、人々の独立自由を違ふし、外には公法を守て、一国の独立を確し、始て真の大日本ならずや、是即我輩の所以主ニ張洋学也、我旧里中津の士民も、今より活眼を開き、先づ洋学従事し、自ら勞して自ら食ひ、人の自由を妨ずして、我自由を達し、修徳開知、鄙吝の心を却掃し、家内安全、天下富強の趣意を、了解せらるべし、人誰か故郷を思はざらむ、誰か旧人の幸福を祈らざるものあらん、發足の期近にあり、匆々筆をとりて、西洋書中の大意を記し、他日諸君の考案に遺すのみ、

書を読むとは、独り日本の書のみならず、支那天竺西洋諸国の書も読ざるべからず」トハ、格言ニシテ、我ガ本学ニ従事スル者ノ、尤心掛クベキコトナリ、然リト雖、我皇国ノ神典皇史ヲモ

読ズシテ、支那西洋ノ書ヲ読ムハ、本末ヲ誤レルノ甚シキ者ナリ、渠我國体ヲ知ラザルハ

更ニモ云ハズ、其著書中ニ、所謂ル氏爾乎波等

ノ語格ノ大ニ齟齬セルヲ見レバ、神典皇史ヲ

拝読セザルコト必セリ、拝読シテ知ラザルハ、不

明ナリ、不智ナリ、且學問トハ、字を讀む事にて、

むつかしき事にあらず」トハ、何ノ妄言ゾヤ、皇

國ノ詞ニ、學ハ、マネブニテ、神典皇史ニ記サレ

タル処ノ、上代ノ大御手風ヲ真似ビテ、第一君

臣ノ大義、御国体ノ大本ヲ弁知シ、治乱興廢ノ

蹟ヲ察シ、今日ノ實際上ニ真似ビ用ユルゾ、學

問ノ要トスル処ナルヲ、字ヲ讀ム迄トハ淺猿

キ了簡ナリ、又云ク、今我國に外国の交易始リ

云々」ト、実ニ世界ノ人情世態ニ通ゼザルベカ

ラザル御時世ナリ、然レトモ、物有本末、一事有終始、

先ツ皇學ニ従事シテ、君臣ノ大義、御国体の基本ヲ

窺ヒ知り、謂エル大和魂ヲ練リ固メ、磨レ不レ磷、混レ不レ

不レ緇、真ノ大日本人トナリ、而後ニ始メテ外国

ノ書ヲ讀ミ、万国ノ世態人情ニ通シテ可ナリ、

何ゾ本ヲ置テ、末ニ走ラン、頃者洋學者流、彼ヲ

知ラザルヲ以テ、患トスレド、己ヲ知り、彼ヲ知

ルハ、兵家ニモ貴ブ処ナルニ、己ヲ知ラズシテ、

彼ヲノミ知ル故ニ、先入主ト成テ、彼ガ長スル

処ヲ取ルハ、サルコトナレド、却テ彼ガ短ヲ真似

ビ、勿論 体ナクモ廢帝ノ説ヲ唱へ、脱刀ノ論ヲ発

スルニ至ルハ、迷ヘルノ甚シキニアラズヤ、然

レバ寧洋書ヲ讀ズシテ、万国ノ人情世態ニ通

ゼズトモ、我皇國君臣ノ大義、御国体ノ大本ヲ忘

レザルコソ、臣子タル者ノ本意ナレ、カ、ル真

理ヲモ弁ゼズシテ、徒ニ獨立自由ヲ逞クシ、始

メテ真ノ大日本トナラムトハ、水上に煙ヲ求

ムナラント欲セバ、他ナシ、唯人心ヲ一ニスルニ

アリ、人心ヲ一ニスルトハ何ゾヤ、宗旨ヲ一ニ

スルナリ、応神天皇ノ御宇ニ、支那ノ書渡リ、欽

明天皇ノ御宇ニ、浮屠ノ教入り、頃歲洋夷來航

邪教漫潤、其害既ニ尠カラズ、天下ノ人、漢魂アリ、仏魂アリ、洋魂アリ、人心画一ナラザルニ因テ、皇国人ニシテ、皇国人ニ非ザル者半ニ過タリ、故ニ外患アラバ、何ゾ用ユルニ足ルベキ、徒ニ用ユルニ足ラザル耳ナラズ、又從テ害ヲサントス、然レバ、真ノ大日本ト成ラムト欲セバ、真ノ大日本学ヲ修業シ、真ノ大日本魂ヲ練熟シ、真ノ大日本人トナリ、而後ニ諸蕃各国ノ書ヲ涉獵シ、其毎国ノ事情ニ通シ、兵艦器械等、彼ガ長ヲ取テ、我ガ物トナシ、皇国固有ノ勇武ヲ以テ、此ヲ用ユル時ハ、謂ユル鬼ニ鉄棒カサ、誰カ敢テ之ニ敵セム、此ニ於テカ始メテ海東ニ独立シテ、真ノ大日本トハ成リヌベシ、故ニ曰ク、宗旨ヲ一ニスルニアリト、然ルニ学流ノ得失よりも、我本国ノ利害を考えへざるべからず」トハ、何事ゾヤ、国ノ利害ハ、学流ノ得失ニ因テ生ズル物ナルヲヤ

右留別書中ニ説ク処ハ、人心ニ激センコトヲ恐

レテ、頗ル潤色スル処アリ、然リト雖、平常ノ言行ニ照シテ之ヲ見レバ、其底意ソコノ奸且ウ邪ナル、知ルベキ耳、但シ予ガ論弁ノ当否ハ、先ツ漢仏洋三癖ノ執魂ヲ却掃シ、我身ヲシテ、生レナガナル皇国人トナシ、心ヲ公平ニシテ思惟セバ、忽チ了解スベキナリ、若ソレ漢仏洋ノ樊圍ヲ出ザル時ハ、謂ユル簸糠シロ眯シロ目シロ、四方易シ位シヲ三シ、疑ヲ容ザルコト能ハズ、サル人ニハ如何トカセム、

明治四年辛未二月既望

花王園主人誌

- 註
1 主の誤りカ
2 原文ママ
3 原文ママ
4 原文ママ
5 譜カ
6 豆の誤りカ